



仕事の問題

相談室

鳥取労働局

Q

1年契約のパ
ートです。今ま
ら契約更新をしない
で契約更新をされて
きたのに、先日会社
に妊娠の報告をした
ところ、更新しない
と言われ、他の女性
社員も妊娠したら退
職してしまいます。
会社は更新しないとい
うので辞めたいとい
うのですが、更新を
しないのは違法です
か？

A

妊娠の報告を
したら、会社か
ら更新をしないとい
うのは違法です。
更新しないと言わ
れ、他の女性社員
も妊娠したら退職
してしまいます。
会社は更新しない
といいますが、



マタハラは違法です

として男女雇用機会均等法で禁止されていま
す。最近、妊娠・出産・育
児休業などを理由とす
る解雇や雇止め・降格
などの不利益な取り扱
いは「マタニティハラ
スメント(マタハラ)」
と呼ばれ、パートにな
り、ニユースなパート
でも取り上げられ、減
給や降格・普通あり
社会問題となっていま
す。

だ▽つわりや切迫流産
で仕事を休んだ▽子供
が病気になる、看護休
暇を取得▽育児のため
残業や夜勤の免除を申
請▽などがあります。
不利益な取り扱いと
しては▽解雇、退職を
強要▽契約更新をされ
なかった▽正社員から
パートになれと強要▽
減給や降格▽普通あり
えないような配置転換
などです。

男女雇用機会均等法
や育児・介護休業法の
中で、不利益な取り扱
いを受ける原因として
問題になるケースは▽
妊娠、出産▽育児休業
の申請、取得▽妊産婦
健診のため仕事を休ん
でいます。

鳥取労働局雇用均等室 電話0857-29-1709